

## 和歌山県立医科大学に対する大学評価（認証評価）結果

### I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2023（平成35）年3月31日までとする。

### II 総評

貴大学は、1945（昭和20）年に設立された和歌山県立医学専門学校から出発し、1952（昭和27）年2月に医学部のみの単科大学として開学した。その後、1960（昭和35）に医学研究科を、2004（平成16）年に看護短期大学部を改組転換し保健看護学部を、2008（平成20）年に保健看護学研究科および助産学専攻科を開設している。和歌山県和歌山市内に2キャンパスを有し、教育研究活動を展開している。

貴大学では、2008（平成20）年度の大学評価以後、「地域医療の中核を担う公立の医科系大学として、教育・研究・医療水準の向上を図り、それらが一定の水準にあることの責任を果たす」を大きな目標とし、「大学評価委員会」を中心に改善を図る体制を構築した。さらに設立団体である和歌山県が設置する法人評価委員会においても点検・評価を行い、教育課程の改善、教員の昇任手続の明確化などの改善・改革に取り組んできている。

貴大学の取り組みとして、社会連携・社会貢献に対して積極的な取り組みがみられ、多大な成果をあげていることなどの特徴が見受けられた。

一方で、各学部、各研究科の課程ごとの目的を学則・大学院学則に定めていないこと、医学部においては各授業科目の単位数を定めていないこと、医学研究科において研究指導計画の学生への明示が不十分であること、医学研究科博士課程および保健看護学研究科博士後期課程において、学位論文審査基準を学生に明示していないことなどの課題が見受けられる。今後は、内部質保証システムを充実させ、貴大学独自の自己点検・評価活動に一層取り組み、これらの課題の解決とさらなる発展につなげるこことを期待したい。

### III 各基準の概評および提言

#### 1 理念・目的

＜概評＞

「内外合一・活物窮理」の理念を「医の心」として受け継ぎ、「医学及び保健看護

学に関する基礎的、総合的な知識と高度で専門的な学術を教授・研究」すること、「豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材を育成」すること、「和歌山県の医療・保健の充実を図り、もって文化の進展と人類の健康福祉の向上に寄与すること」を大学の目指す目的として学則に明記している。しかし、各学部の目的は学則等に規定していないため、改善が望まれる。また、大学院全体の目的についても、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、文化の進展に寄与すること」を大学院学則に定め、医学研究科と保健看護学研究科の目的についても大学院学則に明記している。これらの目的は、ホームページ、『保健看護学部学生便覧』などに明示している。

大学および各学部・研究科の目的は、中期目標、中期計画および年度計画策定時や『業務実績報告書』作成時に「法人評価委員会」によって検証している。

<提言>

一 努力課題

- 1) 各学部の目的を学則等に規定していないため、改善が望まれる。

2 教育研究組織

<概評>

貴大学は、医学部、保健看護学部、医学研究科（修士課程、博士課程）および保健看護学研究科（博士前期課程、博士後期課程）の2学部2研究科で構成している。いずれの学部・研究科についても、貴大学の目的にふさわしいものである。また、貴大学の目的に基づき、大学の附属研究機関および附属施設として、「教育研究開発センター」「臨床研究センター」、附属病院、「スポーツ・温泉医学研究所」「みらい医療推進センター（サテライト診療所本町・げんき開発研究所）」「先端医学研究所」などを設置している。特に教育研究活動の推進と改善に寄与する目的で、「教育研究開発センター」を全学組織として設置し、教育研究活動の改善を全学的な位置づけで行っていることは特色といえる。

教育研究組織の運営における適切性の検証は、毎事業年度終了後、学内で取りまとめられた『業務実績報告書（案）』を「大学評価委員会」「教育研究審議会」および「経営審議会」において検討し、その結果を踏まえて理事会で報告書を決定している。また、「法人評価委員会」へ当該報告書を提出し、これに基づき外部評価を受けている。

### 3 教員・教員組織

#### <概評>

学則に定める目的の達成のため、中期計画において「適切な教職員を配し、附属病院などの実習施設との連携のもと、教育の充実を図る」ことなどの2点を教員組織の編制方針として掲げている。

教員採用については、公募によることを原則とし、各職位の資格を明確に定めた「教員選考規程」や2015（平成27）年の学校教育法改正に伴い、同年4月に新たに制定された各学部の「教員選考実施規程」および「教授選考実施規程」に基づき、「教員選考委員会」および「教授選考委員会」において候補者を推薦し、教員選考会議および教授選考会議で最終候補者を選定したうえで、「教育研究審議会」において審議される。ただし、医学部では教授以外の教員の採用については、公募または教授からの推薦により行われている。また、医学部では任期制を採用し、再任審査に際しては教員評価の結果も参考にしている。なお、各研究科の教員は各学部の教員がそれぞれ兼務している。

学部・研究科の専任教員数は、大学設置基準や大学院設置基準上における必要数を満たしており、その年齢構成にも留意している。

教員の資質向上に向け、各学部・研究科において「FD研修会」を実施している。また、教員評価制度を導入している。その結果は、学長が教員の諸活動の活性化を促すためなどに利用している。また、高い評価を受けた教員に対しては、一層の向上を促すため、優秀な教員を表彰し、その活動を顕彰している。

教員・教員組織の適切性は、教授会や研究科委員会で検討し、「教育研究審議会」で審議して最終的な決定を学長が行っている。

### 4 教育内容・方法・成果

#### (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

#### <概評>

##### 大学全体

教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、「教育研究開発センター教育評価部会」において立案し、教授会や研究科委員会、「教育研究審議会」の議を経て制定している。各学部・研究科とも、教育目標に即した学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を簡潔かつ明確に定めている。また、これらの方針は「教育要項」、シラバス、「学部案内」、ホームページなどを通じて、周知している。

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の検証については、両学部

では中期目標および中期計画の策定時期に実施しており、法人評価委員会、各学部におけるカリキュラム検討の会議、「教務学生委員会」、教授会、「教育研究審議会」などにおいて検証が行われる。なお、医学部においては、2011（平成23）年度に方針を策定したばかりのため、今後検証を行う予定である。両研究科については、2014（平成26）年度に研究科委員会および「教育研究審議会」において審議し、策定したばかりである。今後、定期的に適切に検証することが期待される。なお、保健看護学研究科については、「がん看護専門看護師コース」の設置に向けて検討を行った「専門看護師カリキュラム検討ワーキンググループ」において、教育課程の編成・実施方針の適切性について議論が行われた。

#### 医学部

医学部では、「高度で専門的かつ総合的な医学的能力を身に付けた人材」などの人材育成に関する4点を、教育目標として定めている。この教育目標を踏まえ、「単に知識、技能を獲得しているのみではなく、それらを統合的に活用でき、患者を社会的、心理的背景にも配慮することができる」などの4点の能力の取得を学位授与方針として設定している。また、教育目標に沿って、「早期体験や医療福祉施設での参加型実習や患者および家族と直接触れ合う教育」などの6点を教育課程の編成・実施方針として定めている。

#### 保健看護学部

保健看護学部では、「種々の関連職種とチームワークができる協調性に富む人材の育成」などの5点を教育目標として定めている。この教育目標に基づき、「保健看護学の知識とともに、保健看護の実践能力や研究を行うに足る技能を有している」などの4点からなる学位授与方針を設定している。また、教育目標に沿って、「早期体験や医療福祉施設での参加型学習による教育」などの6点を教育課程の編成・実施方針として定めている。

#### 医学研究科

修士課程では「広い視野に立って精深な医科学の学識を授け、医科学の分野における研究能力及び高度専門職を担うための卓越した能力を培うことで、医学・医療に貢献できる幅広い人材を育成する」こと、博士課程では「高度先進的かつ横断的な大学院教育による先端医学研究の推進を通じて、自立して研究を行える高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を持つ医学研究者や高度医療職業人を育成する」ことを教育目標として定めている。この教育目標に基づき、修士課程においては「医科学の分野における専門的な学識を修得している」などの3点、博士課程

においては「医学におけるより高度な学識を修得している」などの3点からなる学位授与方針を設定している。また、教育目標に沿って、修士課程では「研究テーマに直接的または間接的に関連する専門的知識を修得できるよう選択科目として専門教育科目、特別研究科目を配置する」ことなどの2点、博士課程では「研究テーマに直接的または間接的に関連する専門的知識・技術を修得できるよう選択科目を配置する」ことを教育課程の編成・実施方針として定めている。

#### 保健看護学研究科

博士前期課程では「保健看護分野を基礎から支える研究に取り組み、その学問の発展に貢献できる高度な専門的知見の集積や技術・開発を推進できる人材」の育成など4点、博士後期課程では「社会的な健康に関する問題に積極的に参画し、保健看護学の研究に取り組み、教育や保健・医療の場でも健康問題を解決し、健康の保持・増進や生活支援方法を開発・推進していく能力を育成すること」を教育目標として定めている。この教育目標を踏まえ、博士前期課程では「高度専門職業人として必要な能力」などの3点、博士後期課程では「高度医療職業人として新しい医療の分野を切り開く意欲と能力」などの3点の修得を定めた学位授与方針を設定している。また、教育目標に沿って、博士前期課程では「保健看護学の基礎的知識を修得できるよう共通必修科目を配置する」ことなどの2点、博士後期課程では「保健看護学の深い知識を修得できるよう共通必修科目を配置する」ことなどの2点を、教育課程の編成・実施方針として定めている。

#### (2) 教育課程・教育内容

<概評>

##### 大学全体

両学部ともに教育課程の編成・実施方針に対応した教育課程を編成している。また、両研究科とも、教育課程の編成・実施方針に即したカリキュラム編成に留意しており、共通教育科目、専門科目、特別研究科目を学年進行も意識しつつ効果的に配置している。

教育課程の適切性の検証については、各学部では「教育研究開発センター」の「カリキュラム専門部会」に設置された「医学部委員会」「保健看護学部委員会」で行い、教育課程の変更を行う場合は、当該委員会で作成した変更案を教授会、「教育研究審議会」の審議に諮り、決定している。各研究科では、研究科委員会や「教育研究審議会」で行われている。

**医学部**

モデルコア・カリキュラムとの対応を考慮した教育課程を編成している。また、カリキュラムの系統別に連番性を記入することで、学生が到達度を理解できるように順次的・体系的な履修への配慮を行っている。また、大学院準備課程を設置していることも、大学院進学を見据えた学生の系統的学習に資するものといえる。ただし、学士課程で求められる、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための教養教育と教育課程との関連が見えにくい。

**保健看護学部**

保健看護学部の教育課程は、生命の尊厳を守り、個人を尊重し、人々の幸せのために奉仕する使命感の育成が図れるように工夫している。また、保健医療機関だけでなく、障がい者、高齢者の福祉施設での学習が組まれることで、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程を編成している。学生への学習の順序性については、人間と生命倫理、保健と福祉、健康と病態などの「保健看護学の基盤領域」は1～2年次の開講、ライフステージと保健看護、健康障害と保健看護、生活と地域看護、臨地実習、総合保健看護などの「保健看護学の専門領域」は3～4年次と、学生の順次的な履修ができるように配慮している。

**医学研究科**

修士課程では、コースワークとして、生物学を履修していない学生に、人体の仕組みや生命現象を理解する基本的学習ができるよう講義を実施している。また、共通教育科目から16単位以上、専門教育科目から講義4単位以上と演習2単位以上、特別研究科目から8単位以上の履修が必要となっており、コースワークとリサーチワークを組み合わせた教育課程といえる。リサーチワークとしては、「医科学研究法概論」を設定し、医科学研究を行うために重要な基本的かつ初步的な研究方法を学び、学生の研究目的に沿った研究方法を発展できるように配慮している。

博士課程では、学位論文の作成分野（主科目）以外の副科目を選択することを課し、幅広い知識・技能を身につけるように設定している。講義22単位以上、演習10単位以上、実習6単位以上を修得し、合計38単位以上の履修が必要であり、主科目では講義12単位以上、演習6単位以上、実習6単位以上の履修を求めている。このことから、リサーチワークにコースワークを適切に関連させた教育課程を編成しているといえる。

**保健看護学研究科**

博士前期課程では、共通科目と専門科目をおき、専門科目の演習で研究課題を明

確にしている。また、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ、学生の順次的・体系的な履修となるように配慮している。特に、効果的な問題解決法が探求できるよう専門科目に演習を設置していることは、コースワークとリサーチワークの組み合わせといった視点での配慮がうかがえ、評価できる。

博士後期課程では、共通科目と生涯保健看護学領域と地域保健看護学領域の2領域からなる選択科目を設け、コースワークとリサーチワークを組み合わせて教育が行われている。このことから、「健康づくりに寄与しうる教育・研究者」の育成として適切であると自己点検・評価している。

博士前期課程と博士後期課程で開講している「保健看護学研究法」は、学生が研究テーマを追求し、学位論文をまとめあげるための基礎科目として開講している。

### (3) 教育方法

<概評>

#### 大学全体

学部・研究科ともにおおむね教育課程の編成・実施方針に基づき、適切な教育方法、内容であると認められる。その内容は『教育要項』などを通じて、学生に周知しており、円滑に運営されていることがうかがえる。しかしながら、シラバスは各学部・研究科においてそれぞれ統一された書式で作成されているものの、その記載内容に精粗がみられるため、改善が望まれる。

既修得単位の認定については、「医学部入学前の既修得単位数等の認定に関する規程」「保健看護学部入学前の既修得単位等の認定に関する規程」「大学院学則施行細則」において適切に定めている。

教育内容・方法の改善を図るため、大学全体で学生による授業評価を導入している。

#### 医学部

医学部の教育目標を達成するために、講義、PBL (Project Based Learning)、実習などを取り入れた授業を展開している。医学部における単位の設定については、『教育要項』には単位数の表記がなく、授業時間と単位との関係も不明であり、「和歌山県立医科大学学則医学部施行細則」「和歌山県立医科大学の授業科目に関する規程」などの規程にも記載されていない。医学部での単位制度が不明確であるため、改善が望まれる。

医学部独自のファカルティ・ディベロップメント (FD) として、年4回の研修会を実施するほか、「教育評価部会」の委員による授業評価を行っている。これは、

新任教員や授業評価を希望する教員のビデオ撮影された授業を同部会委員2名が聴講し、一定の書式で授業評価を行い、その結果を各教員にフィードバックするものであり、実効性が高い方策であることから、成果が期待される。

#### 保健看護学部

保健看護学部の教育目標を達成するために必要となる授業形態については、グループワーク、プレゼンテーションなどを取り入れた授業を展開し、学生の思考力、想像力、コミュニケーション能力、問題解決能力が養えるよう授業を展開している。教育内容・方法の改善を図るための取り組みとしては、「FDカンファレンス」、相互授業参観などが行われている。

#### 医学研究科

修士課程の共通科目や修士課程・博士課程共通の「医科学研究法概論」および「大学院特別講義」などの授業時間は社会人学生を配慮したものとなっている。しかしながら、研究指導計画の明示が不十分なため、改善が望まれる。

教育内容・方法などの改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会として、2014（平成26）年度から「大学院FD研修会」を実施している。

#### 保健看護学研究科

博士前期課程では「保健看護学研究法」、博士後期課程では「後期特別研究」を通じて、研究方法の指導を行っており、年間スケジュールについてはシラバスにあらかじめ明示している。博士前期課程・後期課程ともに、社会人学生が多いことから、夜間・土曜日開講、長期履修制度を設け、学生のニーズに対応し、社会人学生に配慮した授業時間となっている。

教育内容・方法の改善を図るための機会として博士前期課程の「特別研究論文発表会」を活用し、同発表会のための研修セミナーを実施している。

#### <提言>

##### 一 努力課題

- 1) シラバスについて、医学部と保健看護学部では成績評価基準があいまいな科目が見受けられ、保健看護学研究科では記載内容に精粗がある。また、医学研究科のシラバスでは、講義や科目の内容にとどまっており、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、自己学習、授業計画、成績評価基準などが示されていないので、学生の学修に資するように改善が望まれる。
- 2) 医学研究科において、研究指導計画の学生への明示が不十分であるので、改善が

望まれる。

#### (4) 成果

<概評>

##### 大学全体

学則や大学院学則に卒業・修了の要件を規定しており、「学位規程」「学位規程施行細則」には学位授与や大学院の修了審査についての手続きを定め、ホームページや『学生便覧』などを通じて学生に周知している。各学部の卒業判定は、「卒業判定会議」「教務学生委員会」や教授会において審議し、その結果をもって学長が学位を授与している。また、各研究科については、研究科内に設置される「論文審査委員会」、研究科委員会の審議を経て、学長が学位を授与している。なお、医学研究科博士課程では、学位申請の前に公開で「研究討議会」を行うことを義務付けており、大学院学生の研究内容を討議し、その内容が学位請求に適するものかを判定するとともに、研究者として求められる専門知識および研究能力があることを確認することを目的として行われ、学位に求める水準を担保することに繋がっており、評価できる。しかし、医学研究科修士・博士課程、保健看護学研究科博士後期課程において、学位に求める水準を満たす基準であるか否かを審査する基準（学位論文審査基準）を設定しているものの、学生に周知していないため、改善が望まれる。また、両研究科の博士課程・博士後期課程において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出したものに対し「課程博士」として学位を授与することを規定していることは、適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して、博士の学位の質を確保しつつ、標準修業年限内の学位授与を促進するよう改善が望まれる。今後は、標準修業年限内に学位を取得することが難しい学生に対しては、在籍関係を保持したまま論文指導を継続して受けられる工夫などを検討することも期待される。

課程修了時における学生の学習成果の測定としては、各学部については卒業生の国家試験合格率を活用している。なお、両研究科における学習成果の測定については特にない。

<提言>

##### 一 努力課題

- 1) 医学研究科修士課程および博士課程ならびに保健看護学研究科博士後期課程において、学位論文審査基準が学生に明示されていないので、『大学院学生要覧』などに明示することが望まれる。

- 2) 医学研究科博士課程および保健看護学研究科博士後期課程において、修業年限内に学位を取得できず、課程修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出したものに対し「課程博士」として学位を授与することを規定していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。

## 5 学生の受け入れ

### <概評>

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）として、医学部では「医学を修得するための幅広い能力を有する人」などの4点、保健看護学部では「保健看護学を修得するための幅広い能力を有する人」などの5点の求める学生像を定めている。また、医学研究科修士課程では「医学・医療分野における専門性を高めるための研究に意欲をもつ人」などの4点、同研究科博士課程では「医学・医療に関する高い関心と研究への強い意欲をもつ人」などの3点、保健看護学研究科博士前期課程では「保健看護学分野における専門性を高めるための研究に意欲をもつ人」などの4点、同研究科博士後期課程では「保健看護学に関する高い関心と研究への強い意欲をもつ人」などの4点の求める学生像を定めている。これらの方針は刊行物やホームページなどを通じて公表している。

「和歌山県の医療・保健の充実」を図ることを掲げた大学全体の目的や学生の受け入れ方針に呼応して、学生募集および入学者選抜が実施されている。

定員管理については、おおむね適切である。しかしながら、医学部医学科の収容定員に対する在籍学生数比率が高いため、改善が望まれる。

「教育研究開発センター」において、定期的に入試制度の検証を行い、毎年、学生募集、入学者の選抜方法などを検討し改善につなげている。また、各学部教授会や研究科委員会が独自に設置する「入学試験委員会」においても、入試に関する事項を検証している。

### <提言>

#### 一 努力課題

- 1) 医学部の収容定員に対する在籍学生数比率が1.02と高いため、改善が望まれる。

## 6 学生支援

### <概評>

学生支援に関する目標達成のための措置として、「学生の学習、健康、生活等の問題に対して対応できるよう支援体制の充実」を図ることなどの3項目を中期計画に定めている。中期計画は学内インターネットを通じて、教職員へ周知しており、着実に取り組んでいる。

修学支援としては、担任制、オフィスアワーなどを導入して、各学生への相談体制を整えている。

経済支援としては、日本学生支援機構の奨学金のほかに、貴大学独自の各奨学金制度を設けている。

生活支援としては、「健康管理センター」を中心に、心身両面の健康に対するきめ細かな支援がなされている。ハラスマント対策についても、対応方針を明確に定め、周知している。また、医療人養成機関の特性を踏まえ、各学部・研究科の担当・指導教員による個別指導、ガイダンスや説明会などを通じて進路支援が適切に行われるとともに、附属病院の「看護師キャリア開発センター」と共同で、学生と看護師の交流会を開催してキャリア形成支援にも取り組んでいる。

学生支援の適切性の検証は、「教務学生委員会」や研究科委員会などで行っている。

## 7 教育研究等環境

### <概評>

教育研究等環境の整備に関する目標達成のための措置として、「財務状況を踏まえながら、教育・研究・医療環境の施設及び設備の整備を計画的に進める」ことなどを中期計画に明示している。中期計画は学内インターネットを通じて、教職員へ周知している。

校地・校舎は大学設置基準上必要な面積を満たしており、教育研究において必要な施設・設備なども適切に整備している。

図書館においては十分な蔵書数と学術雑誌を備えており、メディカルオンラインデータベースなどの複数のデータベースも完備し、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツに参加している。また、専門的な知識を有する専任職員を配置するとともに、開館時間や座席数なども学生に配慮した利用環境となるように整備している。

専任教員に対する研究支援として、研究活動に必要な個人研究費の支給や研究室の整備のほか、ティーチング・アシスタント（TA）制度を設けている。科学研究費補助金などの採択件数や企業との共同研究・受託研究が増加するなど、継続的に

成果が上がっている。

研究倫理に関して、「倫理委員会」を設置するとともに、「和歌山県立医科大学における研究不正防止計画」「和歌山県立医科大学における研究データの保存及び管理に関する規程」を定めるなど、適切な対応が行われている。

教育研究等環境の適切性の検証は、各種の分野を所管する委員会において行うとともに、年度計画にともなう自己点検・評価および法人評価委員会の評価を通じて行っている。

## 8 社会連携・社会貢献

### <概評>

地域貢献に関する目標達成のための措置として、「県民及び地域医療関係者に対して継続的に医学及び保健看護学の最新の研究成果等の情報を提供することなどの3点を、また国際交流に関する目標達成のための措置として「学生、教職員の海外研修を推進するとともに、留学生に対する支援を行うことなどの2点を中期計画に定めている。

地域社会への貢献として、公開講座の開催、訪問医療・訪問看護の実施、附属病院紀北分院における地域医療への積極的な支援などに取り組んでいる。特に、那智勝浦町立温泉病院内に開設した「スポーツ・温泉医学研究所」において、温泉を活用した医学的研究として多大な研究成果を上げるとともに、同病院へ研修医を送り出すことで地域住民に必要な医療を提供している。また、和歌山市内に開設したサテライト研究施設「みらい医療推進センター」において、生活習慣病の予防に重点を置いた医療研究を行うとともに、地域住民を対象とした健康づくりからアスリート向けまでの幅広いトレーニング指導や、センター内に設置した診療所で診察を行っていることは、貴大学の目標を実現するものであり、高く評価できる。

また、産官学連携として、2006（平成18）年に設置された「産官学連携推進本部」のもとに、「健康増進・癒しの科学センター」などの4つのセンターを配置し、産官学連携に関する各取り組みを実施している。特に、地域企業のニーズを取り入れながら、貴大学が持つシーズの実用化に向けたマッチングを行う異業種交流会、地域企業と貴大学を含めた和歌山県内の高等教育機関が協力し合い、和歌山県発の医療機器の開発を目指す「医療機器開発コンソーシアム和歌山」へ積極的にかかわり、企業との包括的連携協定を締結している。その結果、「3次元電子マットを用いた予測型患者見守りシステム」「医療用3次元計測装置」などの医療機器を開発するとともに、企業との研究成果を海外で発表するなど、多大な成果を上げていることは高く評価できる。

国際交流については、これまでに 5か国 9大学 1政府と交流協定を締結しており、留学生の派遣・受け入れ、教員間の学術交流を行っている。

社会連携・社会貢献の適切性の検証は、年度計画にともなう自己点検・評価を行うとともに、法人評価委員会の評価を通じて検証を行っている。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

- 1) 「スポーツ・温泉医学研究所」において、温泉を活用した医学的研究として多大な研究成果を上げるとともに、研究所を開設した病院へ研修医を送り出すことで地域住民に必要な医療を提供している。また、「みらい医療推進センター」において、生活習慣病の予防に重点を置いた医療研究を行うとともに、センターの設備を利用したトレーニング指導やセンター内に設置した診療所で診察を行っていることは、貴大学の目標を実現するものであり、高く評価できる。
- 2) 地域企業のニーズを取り入れながら、貴大学が持つシーズの実用化に向けたマッチングを行う異業種交流会や地域企業とともに医療機器の開発を目指す「医療機器開発コンソーシアム和歌山」へ積極的にかかりわり、企業との包括的連携協定を締結している。その結果、医療機器の開発や企業との研究成果を海外で発表するなど、多大な成果を上げていることは貴大学の目標を実現するものであり、高く評価できる。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

<概評>

中期計画において、「法令・倫理等の順守及び内部統制システムの構築等運営体制の改善」などの 3項目からなる目標達成のための具体的な措置を定め、業務運営の改善や効率化に向けて取り組んでいる。

理事長が学長を兼務しており、理事長のリーダーシップのもと、理事会による機能的かつ効率的な運営体制が整備されており、理事長を補佐する副理事長および理事の業務担当制により、機動的な運営と責任の明確化が図られている。学部長、研究科長は、各学部・研究科の公務をつかさどり、教育研究上の重要課題への対応など、それぞれの教育研究に係る管理運営の指揮をとるとともに、教員・学生の監督責任として管理全般を担っている。なお、学校教育法の一部改正に伴う見直し事項に係る規程の改正はおおむね適切に実施されている。

職員の育成・勤労意欲向上に資するため、中央省庁への派遣研修などの実施や人

事評価制度の導入・運用が行われている。

予算の執行状況については、財務担当理事が月次の財務状況の分析・検証を行っている。また、理事会が法人の財務状況を把握できるように、理事会において決算だけでなく中間決算についての報告が行われている。

監査体制については、監査法人による会計監査が行われている。また、監事が毎回理事会に出席し、法人の重要事項の審議を把握し、的確な決算監査につなげるとともに、「内部監査規程」に基づき法人独自にその運営についての業務監査、会計監査を行い、隨時適切に適法性、妥当性の観点からの監査ができる体制を整え、実施している。

管理運営の適切性は、中期計画および年度計画に基づき、「経営審議会」「教育研究審議会」において検証している。

## (2) 財務

### <概評>

貴大学における「第2期中期計画」の中で、2012（平成24）年度からスタートした6年分について予算および收支計画を示しているほか、各年度においても年度計画を作成している。これらの中期計画および年度計画を着実に実施するため、高い経営意識を持って大学運営を実施することが望まれる。

財務状況は堅調に推移している。附属病院の病院収益が、2012（平成24）年度および2013（平成25）年度の決算で、大幅に増加した結果、法人全体の当期総利益も伸ばしている。また、2013（平成25）年度決算における目的積立金および積立金の累計額から、安定した財政基盤を有しているといえる。

科学研究費補助金は、2009（平成21）年度から2013（平成25）年度にかけて採択件数、獲得金額とともに大幅に増加している。また、県内外の企業と「マッチング交流会」「異業種交流会」を実施するなど、産学連携に向けた様々な取り組みを行った結果、2013（平成25）年度に獲得した共同研究・受託研究費は大幅に増加している。これら外部資金の獲得に向けた努力とその結果は評価できる。

## 10 内部質保証

### <概評>

貴大学では、2008（平成20）年度の大学評価以後、「地域医療の中核を担う公立の医科系大学として、教育・研究・医療水準の向上を図り、それらが一定の水準にあることの責任を果たす」を大きな目標とし、「大学評価委員会」を中心に改善を

図る体制を構築した。同委員会では、学校教育法に定める自己点検・評価のほか、法人全体の業務実績に対する自己点検・評価を行っている。認証評価を念頭において「大学評価委員会」による自己点検・評価は毎年行われており、前回の大学評価での指摘事項については、おおむね適切に対処しているが、この自己点検・評価は法人評価に伴う自己点検・評価にとどまっている。大学の質を保証する第一義的責任は大学自身にあることを踏まえ、貴大学独自の自己点検・評価に取り組むことを期待したい。

情報公開については、大学評価に関する自己点検・評価や法人評価に関する報告書のほか、学校教育法施行規則で定められている情報、財務関係書類、中期目標、中期計画をホームページで公表している。

各基準において提示した指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2019（平成31）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

以上